

特別徴収義務者 各位

茨城県稲敷市長 笥 信太郎
(税務課扱い)

令和7年度 市民税・県民税・森林環境税特別徴収関係書類の送付について

日頃より住民税の特別徴収取扱い業務につきまして、多大なる御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記のことにつきまして下記のとおり関係書類を送付いたしますので、よろしくお取り計らいくださいますよう、お願い申し上げます。

記

【1】送付書類一覧（※事業所様の状況により、同封されているものが異なります。）

1	特別徴収税額の 決定通知書 (特別徴収義務者用) ※緑色の枠の通知。	【書面受け取りの事業所】 ・(例) 6月分=6月に支給される給与から差し引いていただく金額 【電子データ受け取りの事業所】 ・その他の書類送付のため、宛名のみ印字されています。 税額は、eLTAXにて送信しました電子データをご確認ください。
2	特別徴収税額の 決定通知書 (納税義務者用) ※青色、ハガキ大の通知。	【書面受け取りの事業所】 ・開封せずに、従業員へ配付してください。 ・すでに退職された方(令和7年度分の特別徴収をしない方)の通知があった場合には本人へは渡さず、破棄していただくか、当市へご返送ください。 【電子データ受け取りの事業所】 ・ダウンロードできるまでに、数日かかる場合があります。
3	特別徴収に関する綴	・従業員の方の退職や入社、事業所所在地の変更等の際は、綴の中の届出書にご記入の上、裏面に記載の書類送付先へご提出ください。様式は、稲敷市ホームページにも掲載しております。eLTAXでのご提出も可能です。 ★トラブル防止のため、届出書は従業員本人には渡さず、税務課へ直接お送りください。 ★紙資源の削減等のため、令和8年度以降はこの綴は送付しません。
4	特別徴収納入書	【納入書が同封されている事業所】 ・各月分12枚(納期の特例事業所は2枚)と、予備2枚を同封しております。 ・納期限は、天引きした月の翌月10日(10日が土日祝日の場合は翌平日)です。納入書に記載しておりますのでご確認ください。 ・ <u>今後税額に変更が生じた場合は、変更後の納入書は送付しませんので、本通知裏面に記載のように納入書の金額を訂正してご使用ください。</u> 変更後の金額を印字した納入書が必要な場合には、お手数ですがご連絡ください。 【納入書不要の事業所】 ・給与支払報告書の総括表等で、納入書不要の届出をいただいている場合は同封していません。今後、納入書が必要となった場合には、ご連絡ください。 ・当市の指定番号は数字5桁です。電子納税の際は、桁不足等がないようご留意願います。

※裏面もご確認ください。

【お問い合わせ・書類送付先】 〒300-0595 茨城県稲敷市犬塚1570番地1
稲敷市役所税務課 住民税係
電話 029-892-2000(内線2224) / F A X 029-893-1549

【2】 通知の内容等について

(1) 通知の現在日

- ◆ 今回送付する通知は、**令和7年4月22日**までに当市で受理した「給与支払報告書」「給与所得者異動届出書」「特別徴収切替届出書」「確定申告書」等を基に作成しております。
- ◆ **4月23日以降**に当市で受理した異動届等の内容については、今回の通知には反映されておらず、後日（**5月下旬**予定）、特別徴収税額変更通知書として通知いたします。

(2) 特別徴収対象者

- ◆ 令和7年度（令和6年分）の給与支払報告書（総括表・個別明細書）にて特別徴収と記載いただいた方（普通徴収との明記がない方）は、原則として特別徴収対象者としています。普通徴収に切り替える場合には、「給与所得者異動届出書」をご提出ください。
- ◆ 既に退職された方も印字されている場合は、「給与所得者異動届出書」をご提出いただいているか、ご確認ください。ご提出がお済みでない場合には、至急ご提出くださるよう、お願いいたします。
※令和6年度用としてご提出いただいた場合も、令和6年度と令和7年度の両年度に反映させております。
※税理士、労務士、会計士等が届出を担当している場合には、担当の税理士、労務士、会計士等へご確認ください。
- ◆ 前職のある方で旧勤務先からの届出がされていない場合、課税情報がない場合、被扶養者の場合等は、特別徴収の対象者に含まれていない場合があります。

(3) データの受取方法

- ◆ 他市町村を經由して給与支払報告書が当市へ届いた場合、当市での特別徴収が初めてである事業所につきましては、特別徴収税額通知の電子データでの受け取りを希望されていても、書面での通知となる場合があります。

【3】 退職、入社があった場合の届出について

(1) 退職

- ◆ 税額が0円の方が退職された場合であっても、「給与所得者異動届出書」をご提出ください。
※届出がないままですと、税額に変更が生じた際に事業所へ通知が發送されてしまいます。
- ◆ 外国人の従業員が母国へ帰国する際は、最後の給与からの一括徴収にご協力いただけますよう、お願いいたします。
※年の途中で国外へ転出されても、住民税は年額を納付する必要があります。

(2) 入社

- ◆ 新たに入社された方の住民税を特別徴収に切り替える場合には、「特別徴収切替届出（依頼）書」をご提出ください。
※特別徴収開始月は、最短で届出の2か月後からとなります。税額の通知は、届出の翌月中旬となります。

【4】 納付額に変更が生じた場合の納入書の記入方法

変更前の金額を黒の二重線で消してください。訂正印は不要です。

給与分（一括徴収分を含む）欄と、合計額の欄に、変更後の金額を記入してください。

対象月にお間違いがないかご確認ください。